

【原子力ワンプoint91】原爆症認定方針の変遷

前回の本コラムで予告しましたように、今回は、「原爆症認定方針の変遷」について紹介します。

ゆりちゃん：はじめに「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（原爆被爆者援護法）」と「原爆症認定」の関係を簡単に教えて下さい。

タクさん：先ず「原爆被爆者援護法」について整理してみましょう。表1を見て下さい。1957年（昭和32年）に「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（原爆医療法）」が施行され、次に示す①～④の方に、「被爆者健康手帳（被爆者手帳）」が交付される仕組みができました。すなわち、①原爆投下時に広島市内、長崎市内などで直接被ばくした方（直接被爆者）、②原爆投下後2週間以内に爆心地から約2km区域内に立ち入った方（入市者）、③被災者の救護、死体の処理等をされた方、④上記に該当する人の胎児であった方です。そして1995年（平成7年）に原爆被爆者援護法が施行され、その6年後に被爆者手帳の交付者を対象として、「原爆症と認定する方針」が策定されました。

ゆりちゃん：「原爆症の認定方針」について、少し詳しく教えて下さい。

タクさん：表1をもう一度、見て下さい。「疾病・障害認定審査会原子爆弾被爆者医療分科会（被爆者医療分科会）」は、厚生労働大臣の要請を受けて2001年（平成13年）、日本で初めて「原爆症認定に関する審査の方針と、認定基準」を定め、公表しました。内容は、「先ず申請者の被ばく線量を推定する。疾病が、『悪性腫瘍、白血病、副甲状腺機能亢進症』である場合には、原因確率（疾病の発症が放射線の影響を受けていると考えられる確率）を計算する。計算値が50%以上なら『ほぼ間違いなく原爆症』と認定し、10%未満であれば原則として認定しない。『放射線白内障』である場合には、一定の線量（しきい値）を越える場合にのみ認定する」、というものでした。

ゆりちゃん：この最初の「原爆症の認定方針」で、何か問題があったのですか？

タクさん：実は、2006年（平成18年）度末の時点で手帳の保持者は251,834人でした。この内、原爆症と認定された人はわずかに2,242人（全体の1%以下）でした。少し時間は遡りますが、2003年（平成15年）頃から、認定却下を不服とする集団訴訟が繰り返され、国の敗訴するケースが多く見られるようになりました。このような状況を目にして安倍首相（当時）は、広島市内のホテルで被ばく者団体7組の代表と会い、原爆症認定の方針を見直す意向を伝えました。

ゆりちゃん：それで、『最初の「原爆症の認定方針」』は、改定されたのですか？

タクさん：その通りです。上記の被爆者医療分科会は2008年（平成20年）、従来の「原因確率」に基づく原爆症の認定方針を取りやめ、爆心地からの距離を重視することにしました。すなわち、①爆心地より3.5km以内に住んでいた方、②原爆投下より約100時間以内に約2km以内に立ち入った方、③原爆投下より約100時間経過後、約2週間以内に約2km以内に1週間程度以上滞在した方、をそれぞれ審査の対象として、「悪性腫瘍、白血病、副甲状腺機能亢進症、心筋梗塞、甲状腺機能低下症、慢性肝炎・肝硬変」を発症した場合には、原則、原爆症と認定するとしました。ここで注目してほしい点は、爆心地から3.5kmに住んでいた人の被ばく線量が「約1mSv」という点です。この値は、国際放射線防護委員会（ICRP）が1990年に勧告した「国民の線量限度」と同じです。被爆者医療分科会もこの値を参考にしたようですね。

ゆりちゃん：「原爆症の認定方針」は、その後も見直しをされているのですか？

タクさん：2013年（平成25年）に改定されました。図1を見て下さい。最新の原爆症の認定方針です。“悪性腫瘍、白血病、副甲状腺機能亢進症”についてはこれまでと同じです。しかし、“心筋梗塞、甲状腺機能低下症、慢性肝炎・肝硬変”と“放射線白内障”については「悪性腫瘍等に比べて相当高い線量を浴びないと発症しない」と考え、認定条件とする距離を従来の3.5km以内から“2km以内”、および“1.5km以内”へと狭めました。「行政と司法の判断の隔たり」は今も解消されずに残っています。低線量放射線の影響が、未だ解明されていないことが、大きな影を落しているようですね。

（原産協会・人材育成部）

表1. 原爆症認定制度に係る経緯

1945年（昭和20年）	広島、長崎に原爆投下
1957年（昭和32年）	原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行
1968年（昭和43年）	原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（原爆特別措置法）施行
1995年（平成7年）	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（被爆者援護法）施行
2001年（平成13年）	原爆症認定に関する最初の「審査方針」の策定
2008年（平成20年）	原爆症認定に関する「新しい審査方針」への改定
2013年（平成25年）	「新しい審査方針」の最終改訂

図1. 新しい審査の方針による原爆症認定の仕組み



（引用：原爆症認定制度の在り方に関する検討会報告書「平成25年12月24日」）